

亀山市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

亀山市基金条例の一部を改正する条例

亀山市基金条例（平成17年亀山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中伝統的建造物群保存基金の項を削り、同表市民まちづくり基金の項中「支援」の次に「及び施設の整備」を加え、同表関宿にぎわいづくり基金の項設置目的の欄中「関宿」の次に「における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業並びに関宿」を、「支援」の次に「及び施設等の整備」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。